

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5QF61TY00950	5RRA1AE0069 0001		7-91				
品名 または 件名							
(7) 豊川駐屯地空調機取付役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
豊川駐業				業務隊 管理科 営繕班			
搬 入 場 所				納 期 また は 工 期			
高橋技官 内線3317				令和8年3月31日 (火)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和8年1月29日 (木) 14時00分 第308会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

「契約条項等を示す場所」

契約条項及び仕様書は、下記に示す期間、第308会計隊事務室 契約班窓口において配布する。
令和8年1月20日～令和8年1月28日 (0815～1700) (土日については電話連絡すること)

上記以外については別紙のとおり

仕様書担当者 豊川駐屯地業務隊 管理科 営繕班 高橋
電話番号 0533-86-3151 (内線3317)

契約班担当者 第308会計隊 契約班 田中
電話番号 0533-86-3151 (内線3347)
FAX番号0533-84-7850

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」D等級以上かつ競争参加地域「東海・北陸」の資格を有する者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等額」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 第9号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)または(イ)に該当する二者の場合。ただし、(イ)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続き」という。）が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者の入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札業者名及び入札金額が判別し難い入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者の入札

- (5) 同一業者が入札した2通以上の入札書による入札
- (6) 入札書の親金額の訂正は認めない
- (7) 第8項第1号で示す期限に遅れた郵便入札

5 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の内、下記の条項を適用する。

- (1) 基本契約条項
 - 役務請負契約条項
- (2) 特約条項
 - ア 談合等の不正防止に関する特約条項
 - イ 暴力団排除に関する特約条項

6 契約書の作成

契約金額が100万円を超える場合は請書を、250万円を超える場合は契約書を作成する。

(金額によっては、省略する場合もあり)

契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

7 落札の決定方式

総品目総額決定(消費税抜)

総額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 その他

- (1) 郵便による入札については、令和8年1月28日(水)17時00分必着分までを有効とする。なお、事前に郵便入札の申し出を第308会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ず実施すること。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡する。
- (2) 電報・電話等による入札は認めない。
- (3) 入札に参加する者は、令和8年1月28日(水)17時00分までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。(FAX可)
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
- (5) 市場価格調査にご協力を依頼する。
- (6) 入札書への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入すること。なお、記載された連絡先には、必要に応じ、当方から連絡する場合がある。押印を省略しない場合は、従来通り、住所、会社名、代表者名の記載及び押印をすること。
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班窓口にて閲覧すること。
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1
陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班 担当：田中
0533-86-3151 内線(3347) FAX0533-84-7850(直通)
メールアドレス：ma308fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
- (9) 仕様内容に関する問い合わせ先
陸上自衛隊豊川駐屯地 業務隊 管理科 営繕班 高橋
0533-86-3151 内線(3379)

本公告は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊
陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊
陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊
豊川商工会議所 のほか
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。

(7) 豊川駐屯地空調機取付役務

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

役 務 件 名	(7) 豊川駐屯地空調機取付役務					
図 面 名 称	仕様書 (表紙)					
業 務 隊 長	管 理 科 長	営 繕 班 長	企 画 係 長	電 気 係 長	管 財	設 計 者
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊					図 面 番 号	1 / 12

仕 様 書

調達要求番号	5RRA1AE0069	作成部隊	豊川駐屯地業務隊
役務件名	(7)豊川駐屯地空調機取付役務	作成年月日	令和8年1月9日

- 1 役務場所
愛知県豊川市穂ノ原1-1 陸上自衛隊豊川駐屯地
愛知県豊川市穂ノ原3-27-1 陸上自衛隊豊川駐屯地 自動車訓練場
- 2 役務期間
契約締結日の翌日 ～ 令和8年3月31日(火)までの間
- 3 役務概要
本役務は、陸上自衛隊豊川駐屯地の5号建物、149号建物、200号建物、208号建物、300号建物及び自動車教習所の空調機(官給品)の更新・取付を実施するものである。
- 4 一般事項
 - (1) 本役務は、本仕様書・図面・次の基準及び関係法令等を遵守して実施すること。
なお、仕様書に記載なき事項等については、事前に監督官と協議のうえ指示に従うこと。関係仕様書については次のとおり。
・公共建築工事標準仕様書
・公共建築改修工事標準仕様書
 - (2) 役務は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
 - (3) 駐屯地(宿舍地区含む)規定により、喫煙は所定の位置で行ない、施工中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また、役務場所以外の立ち入りを禁止する。役務の都合によりやむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会いのもとで立ち入ること。
 - (4) 役務時間は午前8時15分から午後5時までとし、時間外・土曜日・日曜日及び祝日等に役務を実施する場合は、事前に監督官に届出て指示に従い実施すること。
 - (5) 自衛隊(宿舍含む)施設からの電気・給水は原則使用しないものとする。
 - (6) 受注者は、役務実施に先立ち、監督官と協議のうえ工程表を作成し、監督官に提出することとし、了解を得たのち役務を実施すること。
 - (7) 役務に際し、関係各官公署等への届出等が必要である場合については受注者の責任において迅速に処理すること。
 - (8) 役務に際し、製作図・承認図・図面及び見本等が必要であると考えられる場合、もしくは監督官から指示があった場合については速やかに監督官に提出し、承諾を得ること。
 - (9) 受注者は、役務の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とし、作業完了後速やかにA4判アルバムに整理のうえ提出すること。
 - (10) 役務は受注者の責任施工とし、役務に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
 - (11) 着手に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本役務は、図面より現地での取り合いを優先する。
 - (12) 現場の納まりや取り合わせ等により、材料の寸法や取付位置または取付工法を変更する場合は、監督官の指示を受けて行う。また、これにより数量を多少増減する等の軽微な変更が生じた場合においては、請負金額の変更及び期間の延長はしないものとする。

- (13) 役務に際し、新設または既設部分への補強及び養生等が必要と思われる箇所については、適切に処置を施すこと。
- (14) 役務中の安全管理には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるものとする。
- (15) 発生材(金属類で売却可能品)については、監督官の指示する場所に集積し、種類別に整理し、発生材調書と共に部隊側に引継ぐものとする。なお、その他の発生材については、受注者の責任において場外処分することとする。この際、廃棄物の処理及び清掃に関する法令等に基づき適正に処理し、マニフェストの写しを役務期間内までに提出できるように処分すること。なお、マニフェストについては、受注者負担とし、処理及び収集運搬の契約書及び許可証の写しを提出すること。
- (16) その他不明な事項等はその都度監督官と協議する。

5 特記事項

- (1) 本役務で使用する材料は官側支給品を除き、全て新品とし、標準仕様書によるほか、図面及び以下のとおりとする。ただし、事前に監督官に届けて承認を得たものについては、同等品以上のものを使用することができる。その他記載なき事項については、標準仕様書及びJIS規格並びに各種協会規格に準ずること。

材料		JIS規格	規格等
天井	石こうボード	JIS A 6901	910×910 t=9.5
ボード	ロックウール吸音板	JIS A 6301	t=9
冷媒用被覆配管		JIS H 3330	銅管 φ6.35、φ9.52、φ12.70、φ15.88
排水配管		-	因幡電工 DHQ-16、DSH-20N φ16、φ19
配管化粧カバー		-	因幡電工 スリムダクトSD 樹脂製
VVFケーブル		JIS C 3342	1.6mm-3C
電線管(VE)		JIS C 8430	VE16

(2) 官側支給品明細

能力	取付方式	メーカー	規格	電源	数量
2馬力	壁掛形	日立	RPK-GP50RSH7	3相200V	2台
		ダイキン	SZRH50BYNT		7台
	日立	RPC-GP50RSH11	5台		
3馬力	壁掛形	日立	RPK-GP80RSH6		1台
		日立	RPK-GP80RSH7		2台
	天吊形	ダイキン	SZRH80BYNT		4台
		日立	RPC-GP80RSH8	2台	
床置形	日立	RPC-GP80RSH11	2台		
	日立	RPV-GP80RSH6	1台		

- (3) 天吊形室内機の設置は吊りボルトで行い、振れ止めを施すこと。また、配管も同様に吊りボルト及び外壁等に固定すること。
- (4) 天井ボードは既設品を撤去し、空調機取付後新品で復旧すること。
- (5) 外壁のコア抜き部は雨水等浸透しないよう適切な処置を施すこと。
- (6) 冷媒配管及び排水配管は結露防止のため保温材を取付けること。
- (7) 既設空調機のフロンは回収・破壊を実施し、報告書を提出すること。

役務件名	(7)豊川駐屯地空調機取付役務
図面名称	仕様書(1)
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号 2/12

(8) 一次側電源は別途工事のため本役務には含まないものとし、試運転は電源工事終了後実施し、報告書を提出すること。

(9) 取替部品等詳細

建物名	既設機材/新設機材名	内容	設置場所
5号建物	既設空調機 ③・⑧共 1.5馬力 壁掛形 3相200V 2台 ①・②・④・⑬・⑭共 2.0馬力 壁掛形 3相200V 5台 ⑤2.5馬力 壁掛形 3相200V 1台 ⑥3.0馬力 壁掛形 3相200V 1台 ⑮1.5馬力 天吊形 3相200V 1台 ⑩2.0馬力 天吊形 3相200V 1台 ⑦・⑨・⑪・⑫共 2.5馬力 天吊形 3相200V 4台	1 撤去部品 ア 室外機・室内機撤去 15台 イ リモコン撤去 15個 ウ 冷媒配管撤去 208.6m エ 排水配管撤去 104.3m オ 配管化粧カバー撤去 104.3m カ VVFケーブル撤去 151.0m キ 電線管撤去 46.7m 2 取付部品 ア 室外機・室内機取付 15台 イ リモコン取付 15個 ウ 冷媒配管(φ6.35) 72.4m エ 冷媒配管(φ9.52) 31.9m オ 冷媒配管(φ12.70) 72.4m カ 冷媒配管(φ15.88) 31.9m キ 排水配管 104.3m ク 配管化粧カバー 104.3m ケ VVFケーブル新設 151.0m コ 電線管(VE16) 46.7m 3 作業内容 既設空調機、冷媒配管及び排水配管等撤去 空調機、冷媒配管及び排水配管等新設 冷媒回収・破壊作業 試運転調整作業	図示
	新設空調機 ①～⑤共 ダイキン/SZRH50BYNT 2.0馬力 天吊形 3相 200V 5台 ⑧・⑩・⑬～⑮共 日立/RPC-GP50RSH11 2.0馬力 天吊形 3相 200V 5台 ⑦・⑨共 ダイキン/SZRH80BYNT 3.0馬力 天吊形 3相 200V 2台 ⑪・⑫共 日立/RPC-GP50RSH11 3.0馬力 天吊形 3相 200V 2台 ⑥日立/RPK-GP80RSH6 3.0馬力 壁掛形 3相 200V 1台		

建物名	既設機材/新設機材名	内容	設置場所
149号建物	既設空調機 ②1.5馬力 壁掛形 3相200V 1台 ④2.0馬力 壁掛形 3相200V 1台 ⑤2.5馬力 壁掛形 3相200V 1台 ③3.0馬力 壁掛形 3相200V 1台 ①3.0馬力 床置形 3相200V 1台	1 撤去部品 ア 室外機・室内機撤去 5台 イ リモコン撤去 5個 ウ 冷媒配管撤去 35.4m エ 排水配管撤去 17.7m オ 配管化粧カバー撤去 17.7m カ VVFケーブル撤去 30.8m キ 電線管撤去 13.1m 2 取付部品 ア 室外機・室内機取付 5台 イ リモコン取付 5個 ウ 冷媒配管(φ6.35) 8.7m エ 冷媒配管(φ9.52) 9.0m オ 冷媒配管(φ12.70) 8.7m カ 冷媒配管(φ15.88) 9.0m キ 排水配管 17.7m ク 配管化粧カバー 17.7m ケ VVFケーブル新設 30.8m コ 電線管(VE16) 13.1m 3 作業内容 既設空調機、冷媒配管及び排水配管等撤去 空調機、冷媒配管及び排水配管等新設 冷媒回収・破壊作業 試運転調整作業	図示
	新設空調機 ②・④共 日立/RPK-GP50RSH7 2.0馬力 壁掛形 3相 200V 2台 ③・⑤共 日立/RPK-GP80RSH7 3.0馬力 壁掛形 3相 200V 2台 ①日立/RPV-GP80RSH6 3.0馬力 床置形 3相 200V 1台		
200号建物	新設空調機 ①・②共 ダイキン/SZRH80BYNT 3.0馬力 天吊形 3相 200V 2台	1 取付部品 ア 室外機・室内機取付 2台 イ リモコン取付 2個 ウ 冷媒配管(φ9.52) 27.1m エ 冷媒配管(φ15.88) 27.1m オ 排水配管 27.1m カ 配管化粧カバー 27.1m キ VVFケーブル新設 31.1m ク 電線管(VE16) 4.0m 2 作業内容 空調機、冷媒配管及び排水配管等新設 配管用コア抜きφ75 試運転調整作業	図示

建物名	既設機材/新設機材名	内 容	設置場所
208号建物	新設空調機 ダイキン/SZRH50BYNT 2.0馬力 天吊形 3相 200V 1台	<p>1 取付部品</p> <p>ア 室外機・室内機取付 1台</p> <p>イ リモコン取付 1個</p> <p>ウ 冷媒配管(φ9.52) 7.0m</p> <p>エ 冷媒配管(φ15.88) 7.0m</p> <p>オ 排水配管 7.0m</p> <p>カ 配管化粧カバー 7.0m</p> <p>キ VVFケーブル新設 9.0m</p> <p>ク 電線管(VE16) 2.0m</p> <p>2 作業内容</p> <p>空調機、冷媒配管及び排水配管等新設 配管用コア抜きφ75 試運転調整作業</p>	図示
300号建物	新設空調機 ①・②共 日立/RPC-GP80RSH8 3.0馬力 天吊形 3相 200V 2台	<p>1 取付部品</p> <p>ア 室外機・室内機取付 2台</p> <p>イ リモコン取付 2個</p> <p>ウ 冷媒配管(φ9.52) 29.1m</p> <p>エ 冷媒配管(φ15.88) 29.1m</p> <p>オ 排水配管 29.1m</p> <p>カ 配管化粧カバー 29.1m</p> <p>キ VVFケーブル新設 33.6m</p> <p>ク 電線管(VE16) 4.5m</p> <p>2 作業内容</p> <p>空調機、冷媒配管及び排水配管等新設 配管用コア抜きφ75 試運転調整作業</p>	図示

建物名	既設機材/新設機材名	内 容	設置場所
自動車 訓練場	既設空調機 2.0馬力 天吊形 3相200V 1台 新設空調機 ダイキン/SZRH50BYNT 2.0馬力 天吊形 3相 200V 1台	<p>1 撤去部品</p> <p>ア 室外機・室内機撤去 1台</p> <p>イ リモコン撤去 1個</p> <p>ウ 冷媒配管撤去 9.0m</p> <p>エ 排水配管撤去 4.5m</p> <p>オ 配管化粧カバー撤去 4.5m</p> <p>カ VVFケーブル撤去 6.5m</p> <p>キ 電線管撤去 2.0m</p> <p>2 取付部品</p> <p>ア 室外機・室内機取付 1台</p> <p>イ リモコン取付 1個</p> <p>ウ 冷媒配管(φ9.52) 4.5m</p> <p>エ 冷媒配管(φ15.88) 4.5m</p> <p>オ 排水配管 4.5m</p> <p>カ 配管化粧カバー 4.5m</p> <p>キ VVFケーブル新設 6.5m</p> <p>ク 電線管(VE16) 2.0m</p> <p>2 作業内容</p> <p>既設空調機、冷媒配管及び排水配管等撤去 空調機、冷媒配管及び排水配管等新設 冷媒回収・破壊作業 試運転調整作業</p>	図示

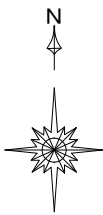
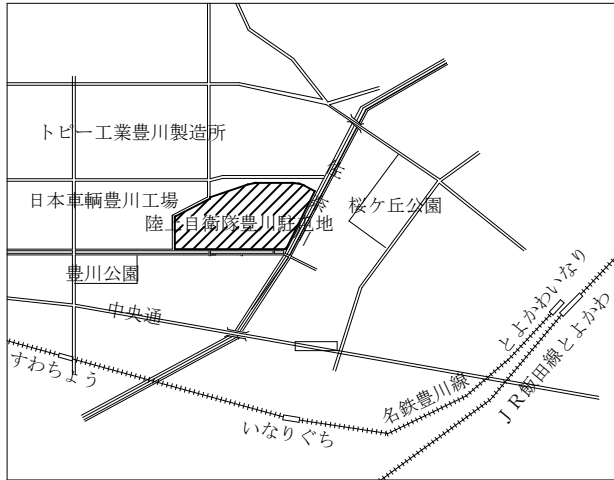
6 提出書類

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 工程表 | 1 部 |
| (2) 現場代理人通知書(略歴書含む) | 1 部 |
| (3) 打合せ簿 | 1 部 |
| (4) 役務開始・完了届 | 1 部 |
| (5) 材料承認願 | 1 部 |
| (6) 材料等搬入報告書 | 1 部 |
| (7) 受領書・返品書 | 2 部 |
| (8) 役務日誌 | 1 部 |
| (9) 役務写真 | 1 部 |
| (10) マニフェスト(A・B2・D・E票の写し) | 1 部 |
| (11) 産廃処分・運搬等の契約書及び許可証(写し) | 1 部 |
| (12) その他指示された書類 | 1 部 |

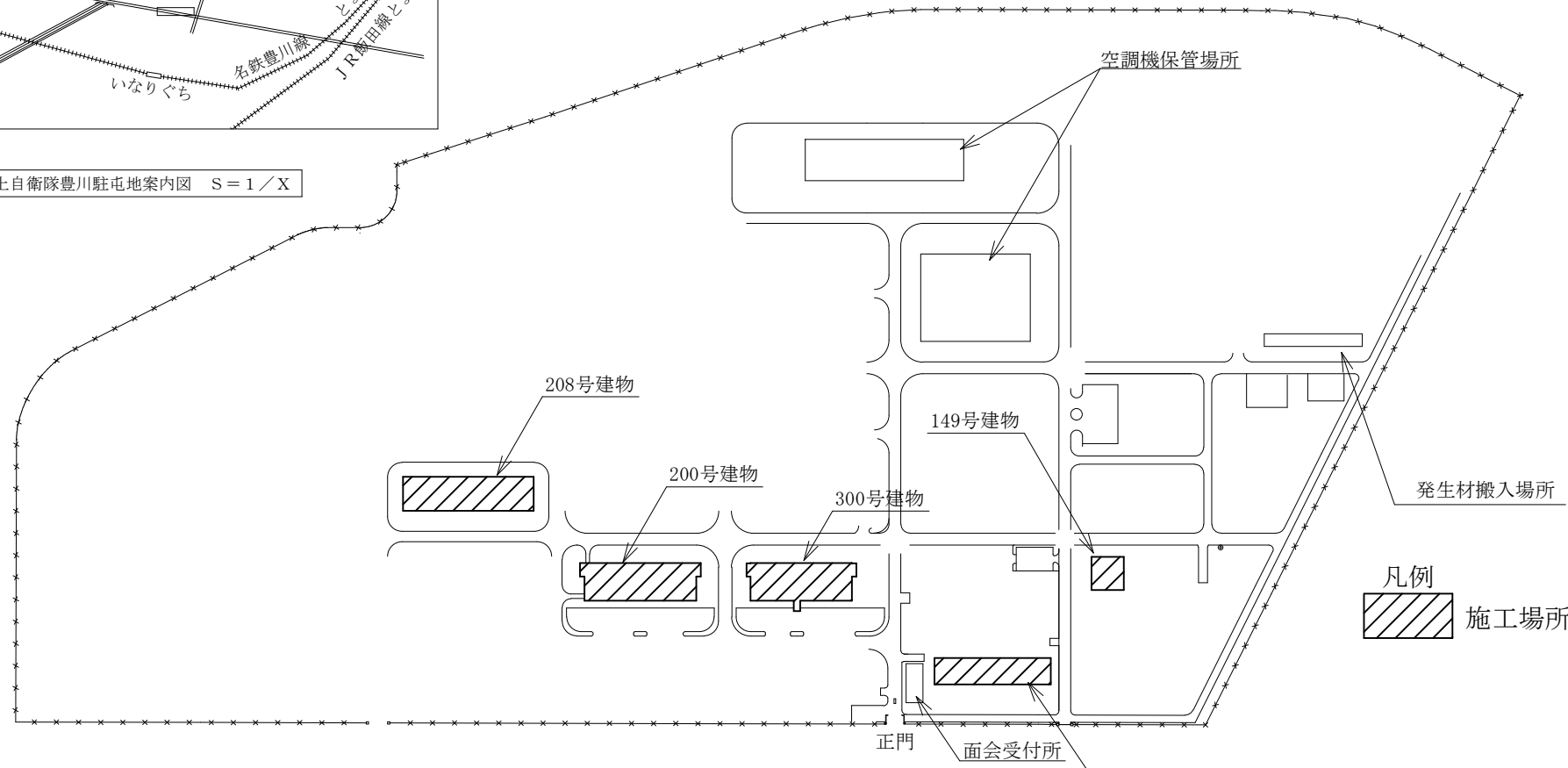
7 完了検査

役務終了後、現場清掃のうえ監督官に届け出て、検査官の実施する完了検査及びA4ファイル1冊にまとめた提出の確認をもって検査合格とし、役務完了とする。なお、手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け、合格をもって役務完了とする。

役 務 件 名	(7) 豊川駐屯地空調機取付役務
図面名称	仕様書(3)
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号 4 / 1 2

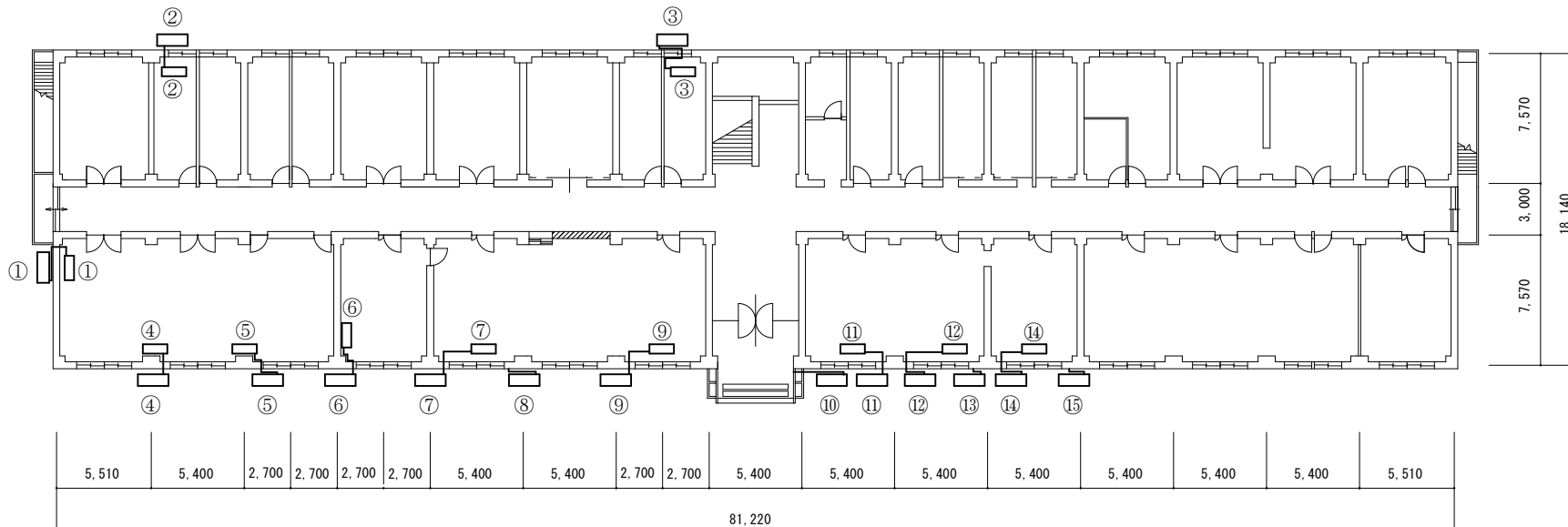
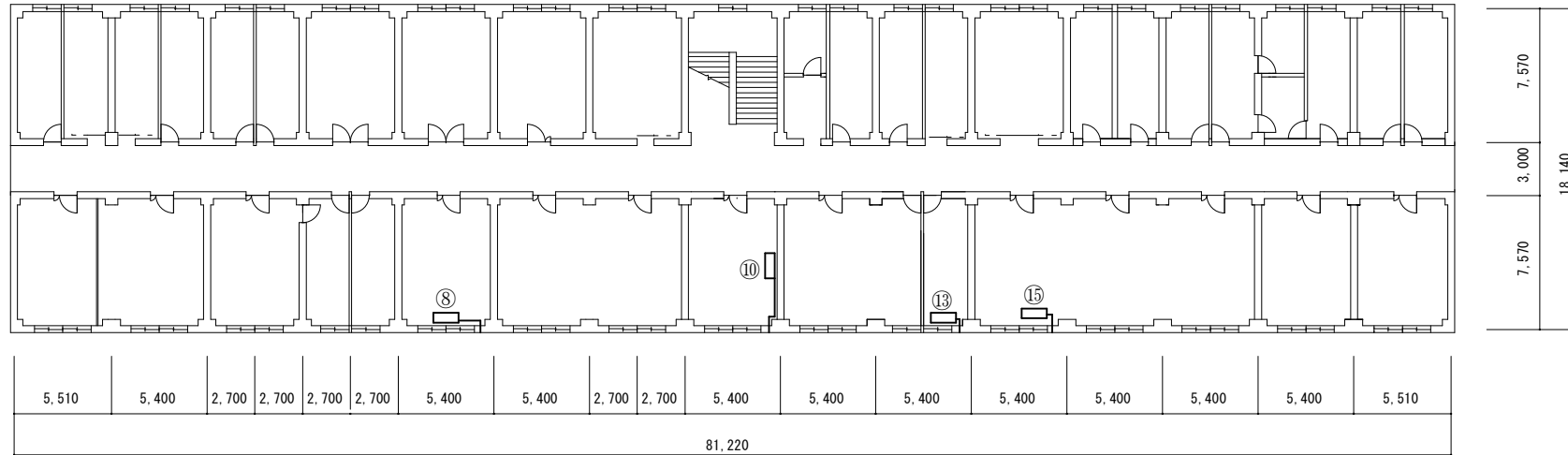


陸上自衛隊豊川駐屯地案内図 S = 1 / X



陸上自衛隊豊川駐屯地配置図 S = 1 / 4 5 0 0

役務件名	(7) 豊川駐屯地空調機取付役務		
図面名称	案内図・配置図		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	5 / 1 2	



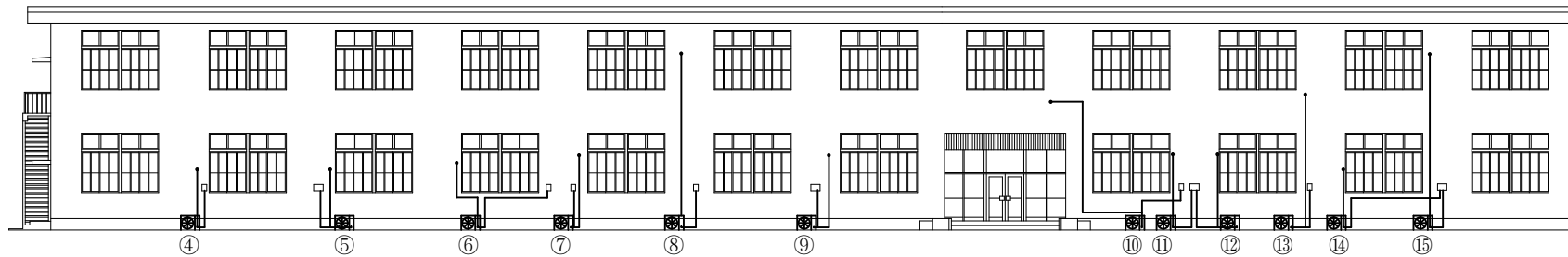
5号建物1・2階平面図 S = 1 / 500

役務件名	(7) 豊川駐屯地空調機取付役務
図面名称	5号建物平面図
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号 6 / 12



西面立面图

北面立面图



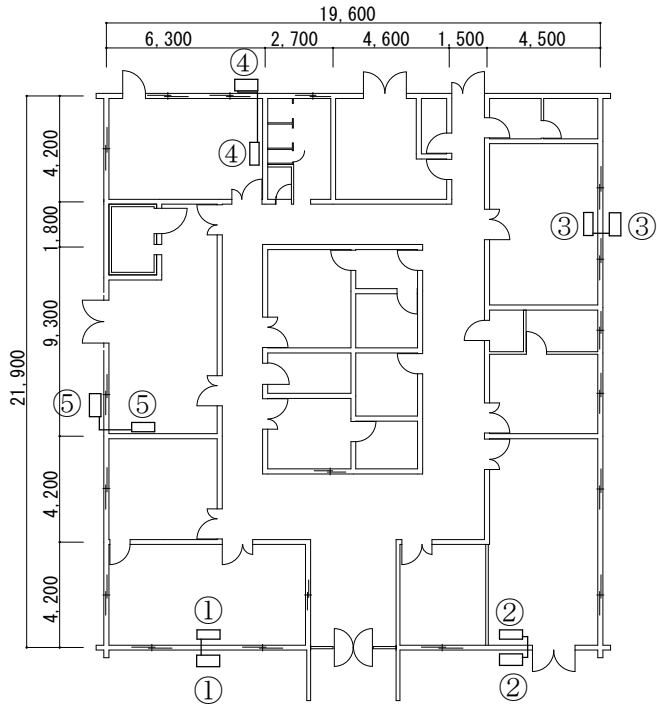
南面立面图

5号建物立面图 S=1/150

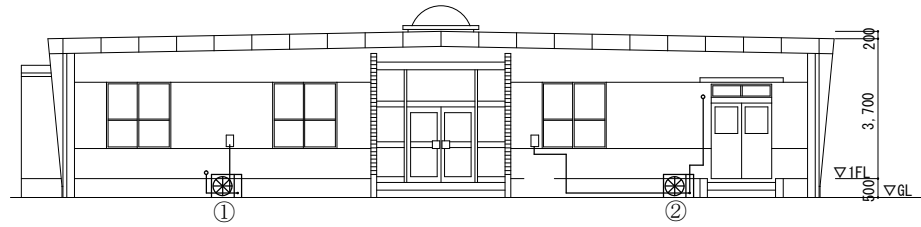
施工箇所		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	合計
撤去・新設部材	冷媒配管 φ 6.35	5.3m	4.0m	6.0m	4.5m	5.5m	—	—	9.5m	—	15.0m	—	—	9.3m	5.5m	7.8m	72.4m
	φ 9.52	—	—	—	—	—	6.0m	6.7m	—	6.7m	—	5.3m	7.2m	—	—	—	31.9m
	φ 12.7	5.3m	4.0m	6.0m	4.5m	5.5m	—	—	9.5m	—	15.0m	—	—	9.3m	5.5m	7.8m	72.4m
	φ 15.88	—	—	—	—	—	6.0m	6.7m	—	6.7m	—	5.3m	7.2m	—	—	—	31.9m
排水配管 φ 15.9	5.3m	4.0m	6.0m	4.5m	5.5m	6.0m	6.7m	9.5m	6.7m	15.0m	5.3m	7.2m	9.3m	5.5m	7.8m	104.3m	
配管化粧カバー	5.3m	4.0m	6.0m	4.5m	5.5m	6.0m	6.7m	9.5m	6.7m	15.0m	5.3m	7.2m	9.3m	5.5m	7.8m	104.3m	
VVF1.6mm-3C	8.1m	6.5m	10.2m	6.8m	8.7m	10.7m	8.7m	12.0m	8.7m	18.3m	7.9m	10.7m	12.0m	11.4m	10.3m	151.0m	
電線管 (VE16)	2.8m	2.5m	4.2m	2.3m	3.2m	4.7m	2.0m	2.5m	2.0m	3.3m	2.6m	3.5m	2.7m	5.9m	2.5m	46.7m	

※新設空調機の取付作業は室内機を含むものとする。
 取付位置は基準とし、現場確認した際に監督官と調整し指示に従うこと。
 冷媒配管等は保温材を取付け、結露を防止すること。
 室内機設置箇所の既存天井仕上は石膏化粧ボード張り

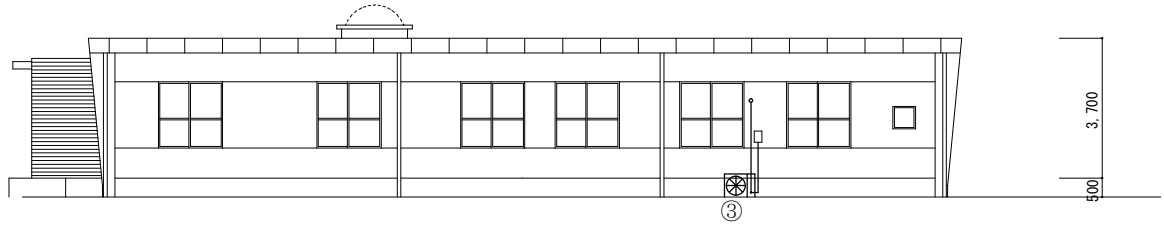
役務件名	(7) 豊川駐屯地空調機取付役務
図面名称	5号建物立面图
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号 7/12



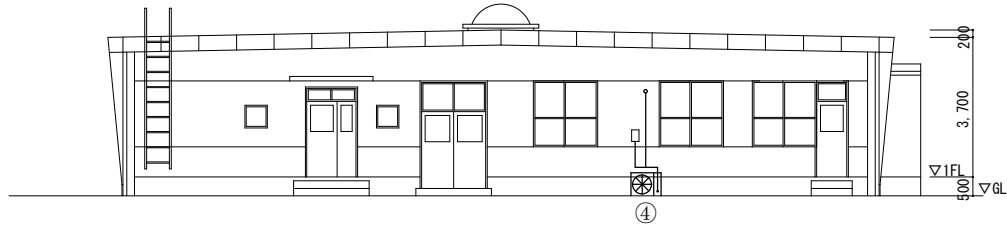
149号建物平面図 S=1/300



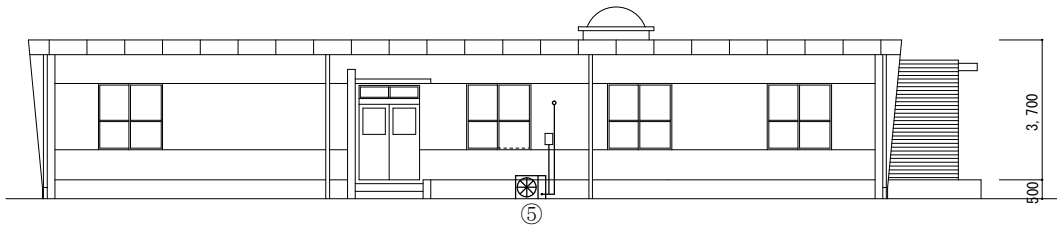
南面立面図



東面立面図



北面立面図



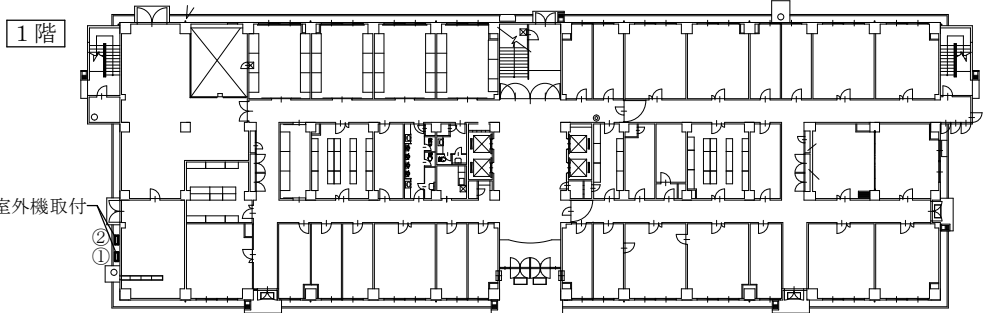
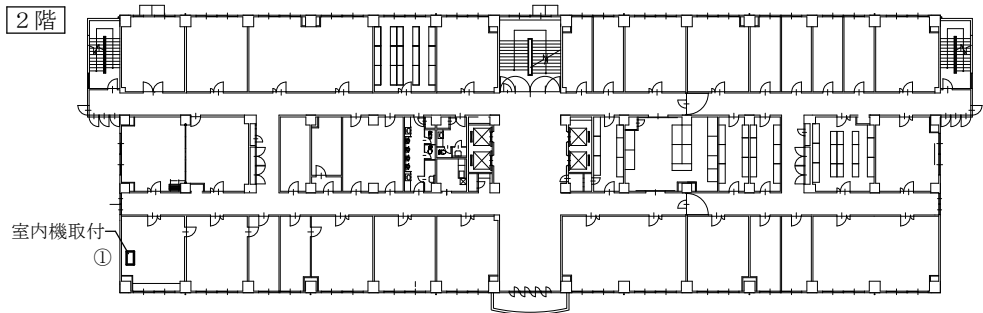
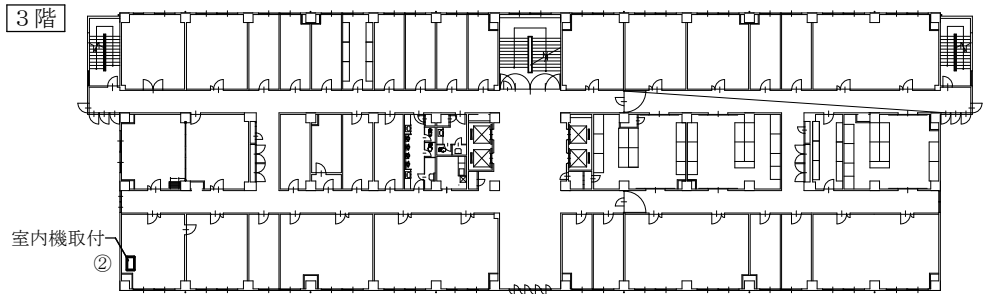
西面立面図

149号建物立面図 S=1/200

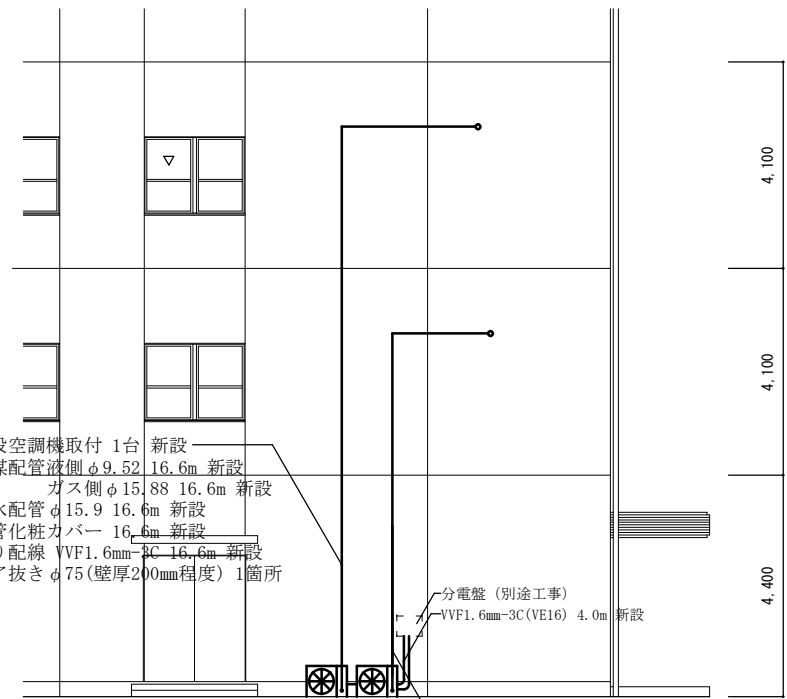
撤去・新設部材	施工箇所						合計
	①	②	③	④	⑤		
冷媒配管	φ 6.35	—	3.7m	—	5.0m	—	8.7m
	φ 9.52	2.0m	—	3.0m	—	4.0m	9.0m
	φ 12.7	—	3.7m	—	5.0m	—	8.7m
	φ 15.88	2.0m	—	3.0m	—	4.0m	9.0m
排水配管 φ 15.9	2.0m	3.7m	3.0m	5.0m	4.0m	17.7m	
配管化粧カバー	2.0m	3.7m	3.0m	5.0m	4.0m	17.7m	
VVF1.6mm-3C	3.8m	9.4m	4.8m	7.0m	5.8m	30.8m	
電線管 (VE16)	1.8m	5.7m	1.8m	2.0m	1.8m	13.1m	

※新設空調機の取付作業は室内機を含むものとする。
取付位置は基準とし、現場確認した際に監督官と調整し指示に従うこと。
冷媒配管等は保温材を取付け、結露を防止すること。

役務件名	(7) 豊川駐屯地空調機取付役務		
図面名称	149号建物平面図・立面図		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	8/12	



200号建物平面図 S=1/700

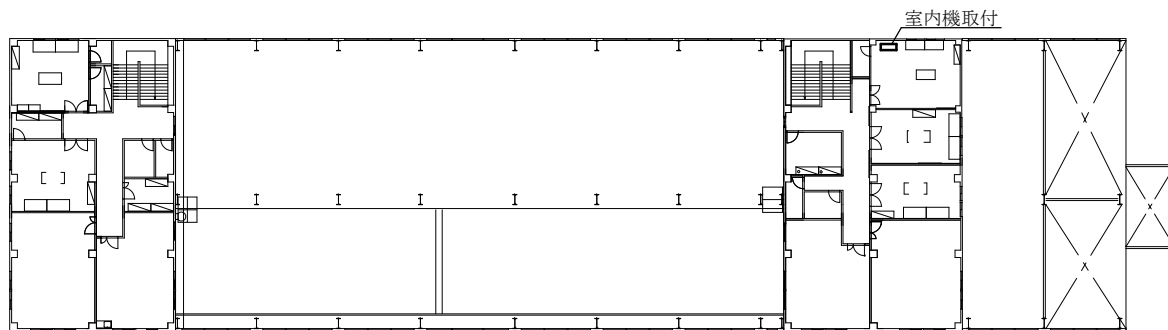


- ②新設空調機取付 1台 新設
 - ②冷媒配管液側φ9.52 16.6m 新設
ガス側φ15.88 16.6m 新設
 - ②排水配管φ15.9 16.6m 新設
 - ②配管化粧カバー 16.6m 新設
 - ②渡り配線 VVF1.6mm-3C 16.6m 新設
 - ②コア抜きφ75(壁厚200mm程度) 1箇所
-
- ①新設空調機取付 1台 新設
 - ①冷媒配管液側φ9.52 10.5m 新設
ガス側φ15.88 10.5m 新設
 - ①排水配管φ15.9 10.5m 新設
 - ①配管化粧カバー 10.5m 新設
 - ①渡り配線 VVF1.6mm-3C 10.5m 新設
 - ①コア抜きφ75(壁厚200mm程度) 1箇所

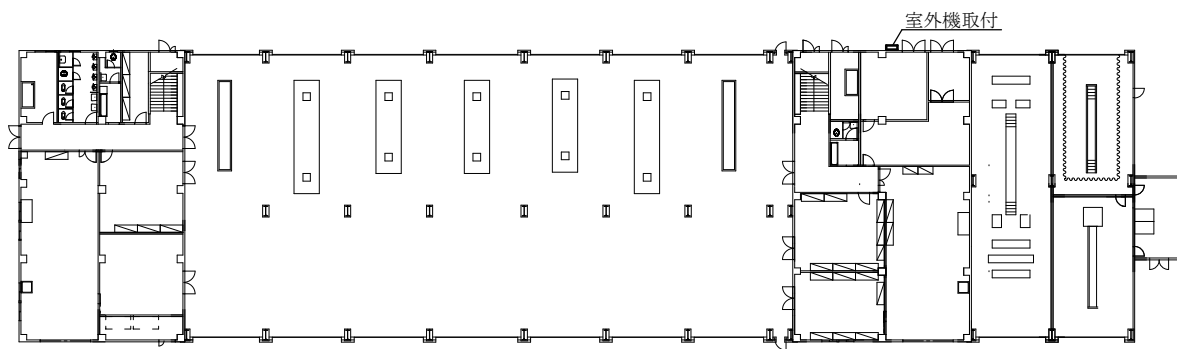
200号建物南面立面図 S=1/150

※新設空調機の取付作業は室内機を含むものとする。
取付位置は基準とし、現場確認した際に監督官と調整し指示に従うこと。
冷媒配管等は保温材を取付け、結露を防止すること。
室内機設置箇所の既存天井仕上は石膏ボード下張り、岩綿吸音板

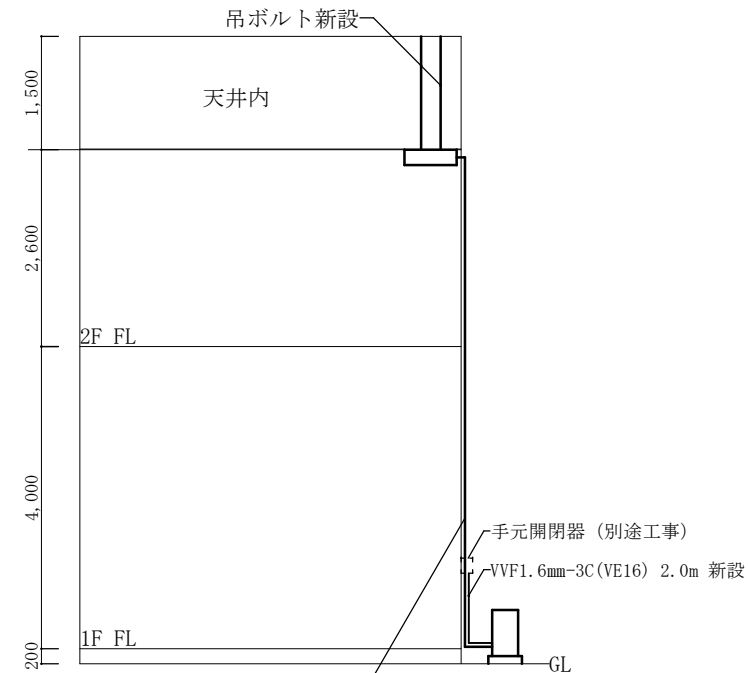
役務件名	(7) 豊川駐屯地空調機取付役務		
図面名称	200号建物平面図・立面図		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	9/12	



208号建物2階平面図 S=1/600



208号建物1階平面図 S=1/600

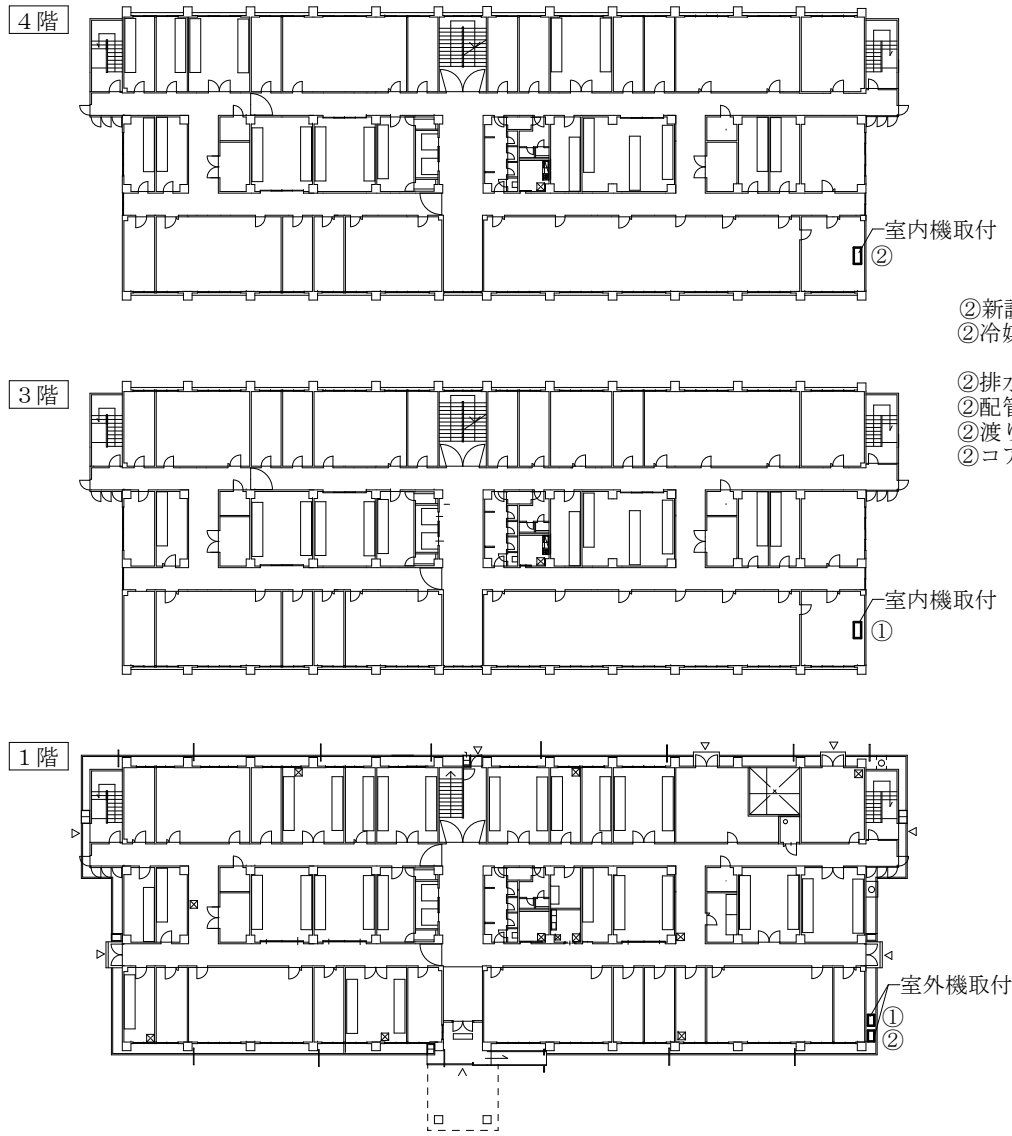


- 新設空調機取付 1台 新設
- 冷媒配管液側φ6.4 7.0m 新設
- ガス側φ12.7 7.0m 新設
- 排水配管φ15.9 7.0m 新設
- 配管化粧カバー 7.0m 新設
- 渡り配線 VVF1.6mm-3C 7.0m 新設
- コア抜きφ75(壁厚200mm程度) 1箇所

208号建物立面図 S=1/100

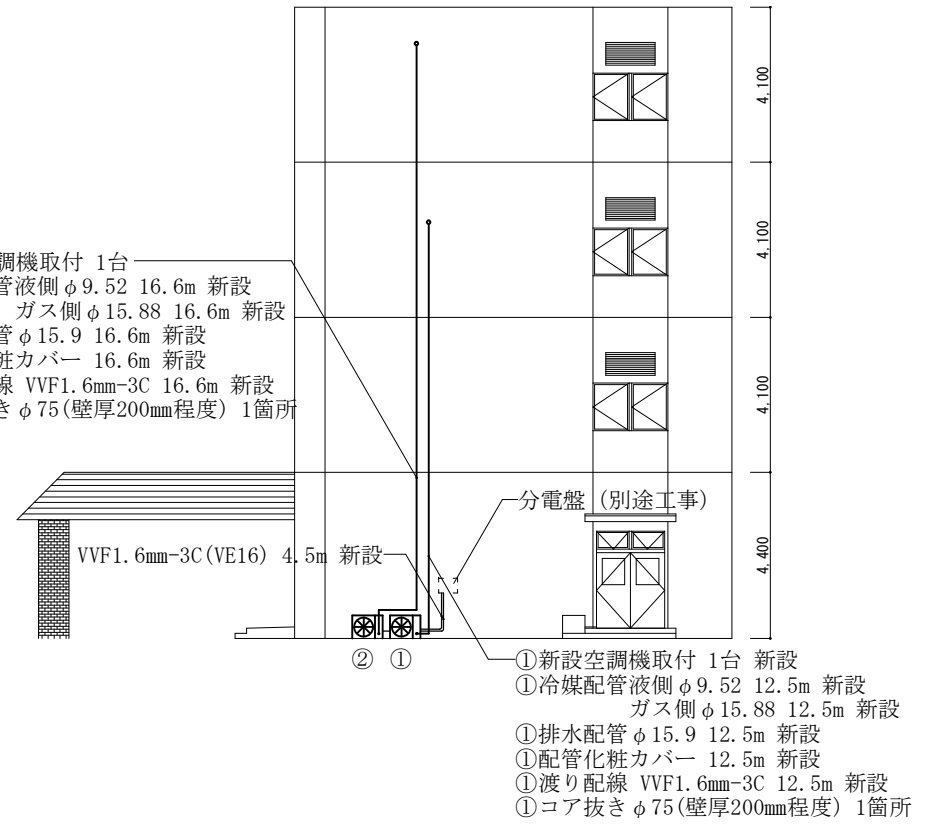
※新設空調機の取付けは室内機を含むものとする。
 取付位置は基準とし、現場確認した際に監督官と調整し指示に従うこと。
 冷媒配管等は保温材を取付け、結露を防止すること。
 室内機設置箇所既存天井仕上は化粧石膏ボード張り

役務件名	(7) 豊川駐屯地空調機取付役務
図面名称	208号建物平面図・立面図
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号 10/12



300号建物平面図 S = 1 / 700

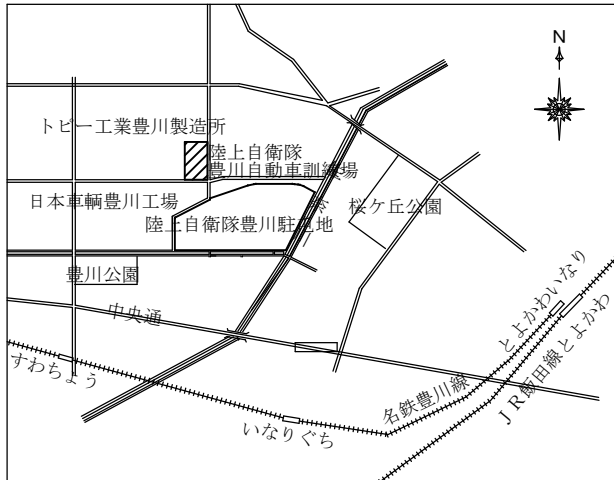
- ②新設空調機取付 1台
- ②冷媒配管液側φ9.52 16.6m 新設
ガス側φ15.88 16.6m 新設
- ②排水配管φ15.9 16.6m 新設
- ②配管化粧カバー 16.6m 新設
- ②渡り配線 VVF1.6mm-3C 16.6m 新設
- ②コア抜きφ75(壁厚200mm程度) 1箇所



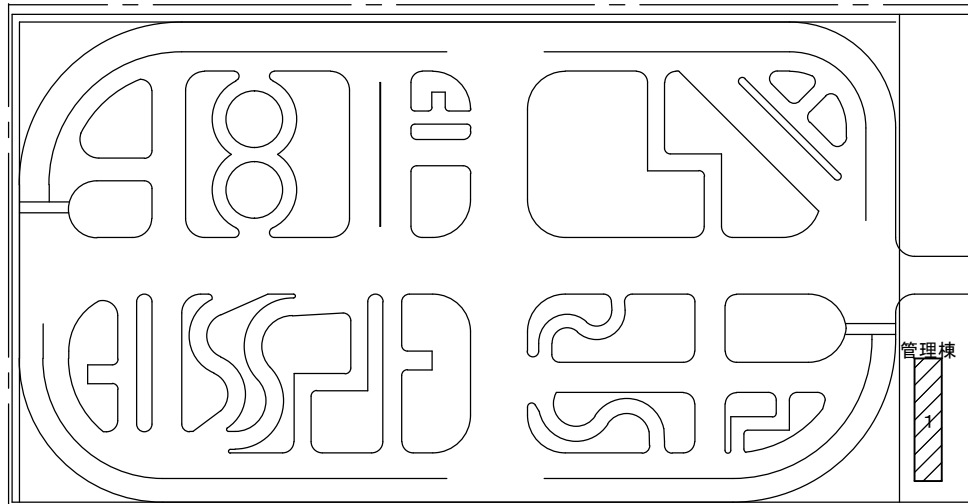
300号建物東面立面図 S = 1 / 200

※新設空調機の取付けは室内機を含むものとする。
 取付位置は基準とし、現場確認した際に監督官と調整し指示に従うこと。
 冷媒配管等は保温材を取付け、結露を防止すること。
 室内機設置箇所既存天井仕上は化粧石膏ボード張り

役務件名	(7) 豊川駐屯地空調機取付役務
図面名称	300号建物平面図・立面図
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号 11 / 12



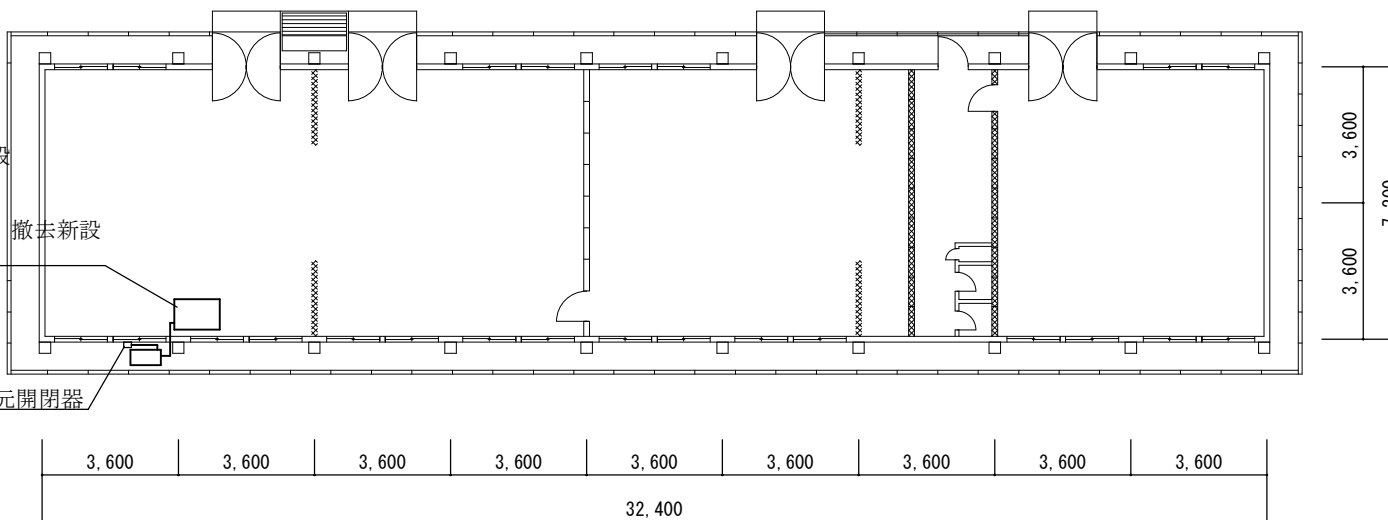
案内図 S = 1 / X



自動車訓練場配置図 S = 1 / 1, 300

- 新設空調機 (天吊) 撤去取付 1台
- 冷媒配管液側φ6.35 4.5m 撤去新設
- ガス側φ12.7 4.5m 撤去新設
- 排水配管φ15.9 4.5m 撤去新設
- 配管化粧カバー 4.5m 撤去新設
- 渡り及び電源配線 VVF1.6mm-3C 6.5m 撤去新設
- 電線管 (VE16) 2.0m 撤去新設

既設手元開閉器



管理棟平面図 S = 1 / 200

役務件名	(7) 豊川駐屯地空調機取付役務		
図面名称	自動車訓練場案内図・配置図・平面図		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	12 / 12	

